

00636

鳥取縣公報

縣 令

昭和十六年六月二十四日
第千二百四十四號
火曜日

本書ノ大キサヘ國定規格A5判

◇鳥取縣令第二十六號

鳥取縣水產製品檢查規則左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

鳥取縣水產製品檢查規則

第一條 本則ニ於テ水產製品ト稱スルハ左ノ水產製造物ヲ謂

フ

一、煮乾鰯

二、開乾鰯

三、鰯

イ、鰯

ロ、鹽鰯

四、海藻類

五、魚肥料

イ、鰯搾粕

ロ、魚粕粉末

六、魚油

第二條 本縣内ニ於テ生産シタル水產製品ハ別ニ定ムル検査標準ニ從ヒ荷造結束フナシ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ

製造場外ニ移送スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一一該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、荷造包装又ハ結束別ニ定ムル検査標準ノ量目ニ充タザルモノ

二、自家消費ノ爲製造シタルモノニシテ検査員ノ承認ヲ受ケタルモノ

三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

前項第一號及第四號ニ該當スル水產製品ヲ製造場外ニ移送セムトスル場合ハ検査員ニ届出ズベシ

第三條 第一條ノ水產製品ニシテ縣外産ノモノト雖モ本縣内ニ於テ改造又ハ改裝シタルモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産シタルモノト看做ス

第四條 檢查済製品ト雖モ左ノ各號ノ一一該當スルモノハ再び検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ移送スルコトヲ得ズ

一、包裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二、容量又ハ重量ニ著シク増減アリタルモノ

三、等級印又ハ罐蓋ノ刻印不明瞭トナリタルモノ

第五條 檢査ハ別ニ定ムル検査標準ニ依リ之ヲ行ヒ検査等級（以下検査員ト稱ス）之ヲ行フ但シ検査員必要ト認ムルトキハ之ヲ指定場所ニ移送セシメ検査ヲ行フコトアルベシ
検査員検査ヲ行フトキハ水產製品検査員證様式第一號ヲ携帶スベシ

第六條 檢査ハ別ニ定ムルコト左ノ如シ

一、煮乾鰯 一等 二等 三等 等外

二、開乾鰯 一等 二等 三等 等外

三、鰯 一等 二等 三等 等外

四、魚肥料 一等 二等 三等 等外

五、魚肥料 一等 二等 三等 等外

六、魚油 一等 二等 三等 等外

七、魚粕粉末 合格 格外

八、魚粕 一等 二等 三等 等外

九、魚粉 一等 二等 三等 等外

十、魚粉 一等 二等 三等 等外

十一、魚粉 一等 二等 三等 等外

十二、魚粉 一等 二等 三等 等外

十三、魚粉 一等 二等 三等 等外

十四、魚粉 一等 二等 三等 等外

十五、魚粉 一等 二等 三等 等外

十六、魚粉 一等 二等 三等 等外

十七、魚粉 一等 二等 三等 等外

十八、魚粉 一等 二等 三等 等外

十九、魚粉 一等 二等 三等 等外

二十、魚粉 一等 二等 三等 等外

二十一、魚粉 一等 二等 三等 等外

二十二、魚粉 一等 二等 三等 等外

二十三、魚粉 一等 二等 三等 等外

シテ知事ニ提出スベシ但シ検査員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ申請ヲ俟タズシテ検査ヲ行フコトヲ得

第八條 受檢者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手數料ヲ納付スベシ但シ第十條ノ規定ニ依リ再検査ヲ爲シタルモノ及第十二條ノ規定ニ依ル再検査ノ結果検査等級ニ異動アリタルモノニ付テハ之ヲ徵收セズ

第九條 檢査ハ日出後ヨリ日没前ニ於テ申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 檢査員ニ於テ再検査ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ旨ヲ水產製品ノ所有者又ハ占有者ニ通告シ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ通告ヲ受ケタル者ハ其ノ検査ヲ完了シタル後ニ非ザレバ其ノ水產製品ヲ搬移スルコトヲ得ズ

第十一條 受檢者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會ヒ検査員ノ指揮検査ノ爲メ特ニ必要ナル費用ハ受檢者ノ負擔トス

第十二條 受檢者検査等級ノ決定ニ對シ異議アルトキハ左ノ事項ヲ具シ検査結了ノ日ヨリ七日以内ニ再検査ヲ知事ニ申請スルコトヲ得

一、検査ヲ受ケタル年月日

二、品名及數量

三、異議ノ事由

四、検査證票ノ著シク汚損シ又ハ脱落シタルモノ

五、腐敗變質又ハ虫害鼠害等ヲ受ケタルモノ

六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

二十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

二十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

二十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

二十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

二十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

二十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

二十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

二十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

二十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

二十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

三十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

三十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

三十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

三十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

三十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

三十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

三十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

三十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

三十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

三十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

四十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

四十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

四十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

四十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

四十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

四十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

四十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

四十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

四十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

四十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

五十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

五十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

五十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

五十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

五十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

五十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

五十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

五十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

五十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

五十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

六十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

六十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

六十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

六十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

六十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

六十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

六十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

六十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

六十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

六十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

七十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

七十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

七十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

七十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

七十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

七十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

七十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

七十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

七十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

七十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

八十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

八十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

八十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

八十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

八十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

八十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

八十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

八十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

八十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

八十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

九十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

九十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

九十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

九十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

九十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

九十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

九十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

九十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

九十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

九十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百二十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百二十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百二十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百二十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百二十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百二十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百二十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百二十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百二十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百二十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百三十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百三十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百三十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百三十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百三十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百三十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百三十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百三十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百三十八、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百三十九、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百四十、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百四十一、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百四十二、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百四十三、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百四十四、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百四十五、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百四十六、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百四十七、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百四十八、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百四十九、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百五十、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百五十一、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百五十二、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百五十三、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

一百五十四、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

一百五十五、官公署ニ於テ調査、試験、研究ニ供スルモノ

一百五十六、博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品スルモノ

一百五十七、法令ノ規定ニ依リ官公吏ニ引渡スモノ

</div

材料ヲ再び未検査ノ水産製品ノ包裝ニ使用セムトスルトキ

ハ豫メ検査員ノ検閲ヲ受ケ検査員ニ於テ消印 (様式第八
號)ヲ以テ其ノ證印ヲ抹消スルニ非ザレバ之ヲ使用スルコ
トヲ得ズ

第十七條 水産製品ニハ検査證票、等級印類似ノモノヲ結付又
ハ押捺スベカラズ

第十八條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ検査ヲ受ケザル水産製
品ヲ運送又ハ運送取扱ヲ爲スゴトヲ得ズ但シ第二條第一項
ノ但書又ハ第五條但書ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 本則適用ニ依リ生ジタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ
任ゼズ

第二十條 検査員又ハ警察官吏必要アリト認ムルトキハ水産製
品ヲ一定ノ場所ニ移送セシメ保藏所、船車ニ臨檢シ若ハ帳
簿ヲ查閱スルコトヲ得

第二十一條 検査員又ハ警察官吏ニ於テ本則ニ違反ノ疑ヒアリト
認メタルトキハ水産製品ノ運搬ヲ停止シ又ハ保管ヲ命ズル
コトヲ得

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ
科料ニ處ス

一、第二條、第四條、第十條第二項、第十七條ノ規定ニ違
反シタルモノ

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

魚粕粉末検査施行期日ハ別ニ定ム

附 則

第二十三條 前二條ノ規定ノ適用ニ付テハ法人ノ行爲ニ對シテ其
ノ代表者ヲ代理人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニ對シテハ本人ヲ
未成年者又ハ禁治產者ノ行爲ニ對シテハ其ノ法定代理人ヲ
處罰ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成
年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

三、第二十條又ハ第二十一條ノ命令臨検査閲ヲ拒ミタル者
三、検査ヲ拒ミ又ハ検査ヲ免ル、目的ヲ以テ水産製品ヲ隱
匿シタル者
四、等級印、検査證票、又ハ罐蓋ヲ偽造シ又ハ不正ニ使用シタ
ルモノ
五、検査證票等級印若ハ罐蓋ヲ偽造シ又ハ不正ニ使用シタ
ルモノ
六、欺罔ノ目的ヲ以テ水産製品中ニ他物ヲ混淆シ又ハ品質
ノ異ナルモノヲ包裝シタルモノ

損若ハ破棄シタル者

第	號	檢	查	員	證	(厚質白紙)
官	職	名				
水	產	製	品	檢	查	員
產	製	品	檢	查	員	證
鳥	縣					

縦九種
横六種

證票ノ表面ニハ
縣印ヲ押捺スル
モノトス

00642

裏

欄付貼紙證入收縣取鳥

表

計	五圓	壹圓	五拾 錢	拾 錢	五 錢	壹 錢	證 紙 內 譯
圓							
錢							

第二號 樣式

檢

查

請書

(半紙判)

鳥取縣公報

第千二百四十四號

(第三種郵便物認可)

六

00641

查
申

水產製品檢查申請書

請書

100

第三號 樣式

00643

等級印

纏〇一高判毛一等
纏五一橫

1

纏〇一高判毛二等
纏五一橫

2

纏〇一高判毛三等
纏五一橫

3

色黑ハ色肉ノ印級等

纏〇一高判毛合格
纏五一橫

格合

纏〇一高判毛格外
纏五一橫

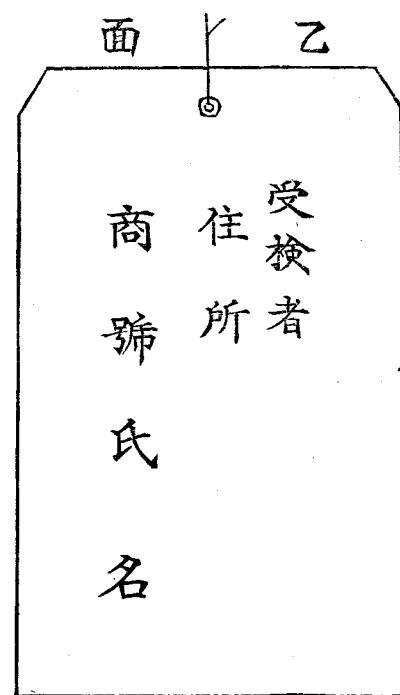
外格

纏〇一高判毛等外
纏五一橫

外等

00644

(紙質厚) 票證查檢式樣號四第



甲面ノ周圍ハ上部二纏
ヲ除キ周圍一纏ノ幅赤
地トシ文字ハ白抜トス

縦 一二纏
横 七 纏
圓ノ直徑 四 纏

検査證票(強韌ナル白紙)ニ錫結封スベキモノ

00645

←..... 4. 2 c m→
 ↑..... 1 1 c m→
 ↓..... 4 0 c m→

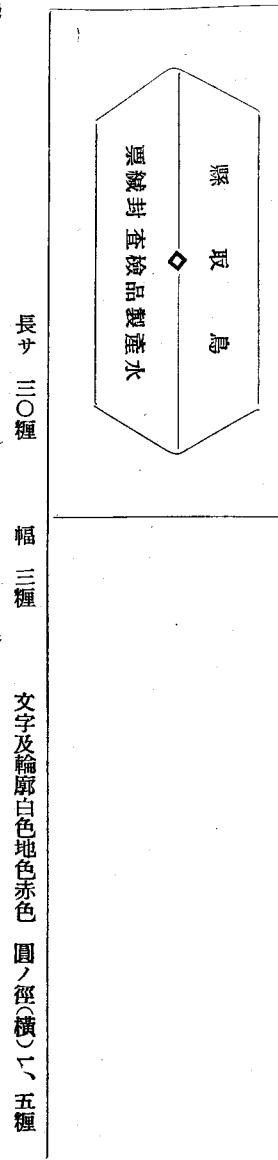
名氏所住者求請查驗

様 構



←2cm→

第五號 様式 封 紙 票 (強韌ナル白紙)



第六號 様式 等級印 (罐詰)

鉄力其ノ他ノ金屬板ヲ用ヒ文字ハ

刻印トシ外輪ハ直徑五、一五糸

内輪ハ直徑三、一一糸トス



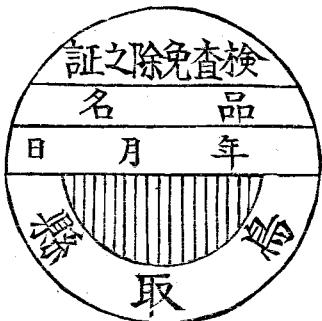
00646

第七號 様式

検査免除證印

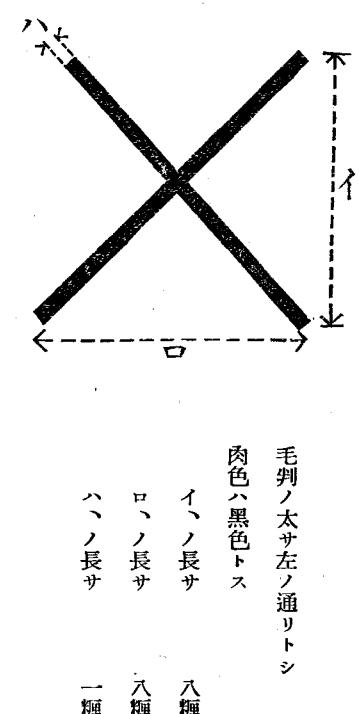
直徑四糸ノゴム印ヲ使用シ

肉色ハ青色トス



第八號 樣式

消印



◇鳥取縣令第二十七號

林業種苗法施行細則左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八田三郎

林業種苗法施行細則

第一條 林業種苗法施行規則(以下規則ト稱ス)第一條ニ依リ
母樹又ハ母樹林ノ指定ヲ申請セントスル者ハ様式第一號ニ
依ル申請書ニ様式第二號ニ依ル毎木調査野帳及位置圖ヲ添
附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

第二條 母樹又ハ母樹林ノ指定ヲ受クベキ立木ハ左ノ條件ヲ具

備スルコトヲ要ス

一 環境、條件中庸以上ノ土地ニ於テ普通以上ノ成長ヲ爲シ
相當豐富ニ結實スベキ年齡ノ範圍内ニ在リテ材質良好健
全ナル生育ヲ爲シ老衰ノ徵候無キモノ

- 二 樹齡、樹高、胸高周圍ハ左ノ標準ニ依ル
 - す、ぎ樹齡七十年以上 樹高十間以上
 - ひのき樹齡五十年以上 樹高八間以上
 - くるまつ樹齡四十年以上 胸高周圍二尺五寸以上

- 第六條 母樹又ハ母樹林ノ所有者ハ規則第五條ニ該當スル場合
ハ様式第六號ニ依ル報告書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第七條 母樹又ハ母樹林ノ所有者ハ規則第六條ニ依ル報告書ヲ
様式第七號ニ依リ提出スルノ外種子結實狀況ヲ調査シ様式第
八號ニ依ル報告書ヲ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第八條 規則第七條ノ規定ニ依ル補償ノ請求ヲ爲サントスル者
ハ様式第九號ノ一及第九號ノ二ニ依リ毎年十一月末日迄ニ之
ヲ知事ニ提出スベシ
- 第九條 林業種苗法施行令第二條第二項ノ母樹又ハ母樹林ノ價
額算出ニ使用スル立木ノ材積ハ左ノ算式ニ依ル

$$\text{幹材積} = \text{胸高係數} \times \text{胸高斷面積} \times \text{樹高} \quad (\text{別表ニ依ルコト})$$
- 第十條 母樹又ハ母樹林指定ノ解除ヲ申請セントスル者ハ様式
第十號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第十一條 配付ノ目的ヲ以テ母樹又ハ母樹林以外ノ樹木ヨリ種苗
ヲ採取セントスル者ハ様式第十一號ニ依ル申請書ヲ採取セ
ン
- 第十二條 配付ノ目的ヲ以テスル天然稚苗ノ採取ハ規則第十二條
ノ規定ニ觸觸セザル林分ノ地表ニ發生シタルモノニシテ其ノ
上木ト同一ナルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得其ノ手續ハ前條

- 第三條 母樹又ハ母樹林ノ伐採許可ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依ル申請書ニ位置圖ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第四條 母樹又ハ母樹林内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル作業
ヲ爲サントスルトキハ様式第四號ニ依ル申請書ニ位置圖ヲ添
附シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第五條 母樹又ハ母樹林ノ伐採
- 第六條 母樹ノ剥皮
- 第七條 開墾又ハ土石、切芝、草根、埋木等ノ採取若ハ採取
- 第八條 家畜ノ放牧

- 第九條 母樹又ハ母樹林ニ蟲害發生シ又ハ風雪其ノ他ノ被害アリ
タルトキハ其ノ所有者ハ直ニ様式第五號ニ依ル報告書ヲ知事
ニ提出スベシ

ニ准ズ

第十三條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ規則第十三條ニ依リ
様式第十二號ノニ依ル届書ヲ營業開始ノ日ヨリ三週間以内

ニ知事ニ提出スベシ

前項ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事實ノアリタル

日ヨリ十日以内ニ様式第十二號ノニ依ル變更届書ヲ知事ニ

提出スベシ

第十四條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ其ノ販賣スル種苗ニ
シテ母樹又ハ母樹林ヨリ採取シタルモノニ限り様式第十三號

ノ保證票ヲ添附シ其ノ他ノモノニ附スベキ表示ニハ保證票ナ

ル文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十五條 種子又ハ苗ノ販賣ヲ業トスル者ハ規則第十五條ノ規定
ニ依ル報告書ヲ様式第十四號ニ依リ提出スルノ外樹苗養成狀

況ヲ調査シ様式第十五號ニ依ル報告書ヲ毎年八月末迄ニ知

事ニ提出スベシ

第十六條 配付ノ目的ヲ以テ種子又ハ苗ヲ移入シ又ハ移出セント
スル者ハ様式第十六號ニ依ル届書ヲ知事ニ提出スベシ

母樹(母樹林)指定申請書

様式第一號

右母樹(母樹林)トシテ指定相成度關係書類添附此段申請候也

指定ノ目的		所 在 地				樹種		樹齡		樹高		胸圍		(面積)		本數		立木價格		所有者名稱			
郡市	町村	大字	字	地番						年	(自)	至	間	間	自	寸	寸	町	本	圓	又ハ	名稱	
計																							

年 月 日

住 所

名 印

鳥取縣知事

注意

- 一 申請者ガ所有者ニ在ラザルトキハ所有者ノ同意書ヲ添付スルコト
- 二 母樹林ノ樹種ニ以上混淆スルトキハ本數、樹齡、樹高及胸高周圍ノ範圍並ニ立木價格ハ樹種別ニ之ヲ記載スルコト

様式第二號

第十七條 本則中苗トアルハ插穗ヲ含ムモノトス
第十八條 本則ニ關スル數字ノ單位ハ左ニ依ルベシ
(一) 寸法ハ樹高ニ付テハ間ヲ胸高周圍ニ付テハ寸ヲ單位トシ
材積ハ石ヲ單位トシ單位以下二位ニ止メ二位未滿ハ四捨五入スルコト但シ計
五入スルコト但シ材積計算ノ途中ニ於テハ單位以下三位
ニ止メ三位未滿ハ四捨五入スルコト

単位未滿ハ四捨五入スルコト

(二) (三) 金錢ハ圓ヲ單位トシ厘位未滿ハ四捨五入スルコト但シ計
ニ於テハ錢位ニ止メ其ノ端數ハ切捨ツルコト
前記以外ノモノニ付テハ總テ單位以下三位未滿ハ切捨ツ
ルコト

(四) 市町村長ヲ經由スベシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00651

母樹(母樹林)每木調査野帳

立木番号	種樹	樹齡年	胸高周圍寸	樹高間	材積石	備考
1						
2						
3						
4						
5						
計						
樹種別再掲						
樹種 本數計 材積計						

注意

- 一 母樹林ニ在リテハ樹種別計ヲ記載スルコト
- 二 地番ノ異ナル毎ニ各葉トスルコト
- 三 位置圖ハ參謀本部五萬分ノ一圖ニ記入スルコト

様式 第三號

母樹(母樹林)伐採許可申請會

立指 定年月日 登 錄 番 號	所 在 地	樹 種
郡市 —町村 —大字 —字 —地番	樹齡	樹齡
樹高	樹高	樹高
胸 周 圍 寸	本 數	面積
圓	面積	補償金額
		備
		考

00652

計

年
間
寸
本
町
圓

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

名
團

年

月
日

住

所

00653

母樹林(樹母)		登録番號		號	
所 在 地	郡(市) 町(村) 大字 字 番地 氏名	所 在 地	郡(市) 町(村) 大字 字 番地 氏名	所 在 地	郡(市) 町(村) 大字 字 番地 氏名
作業ノ種類	年 月 日	作業期間	年 月 日 着手	右ノ通作業致度候條御許可相成度林業種苗施行細則第四條ニ依リ位置圖添附此段及申請候也	右ノ通作業致度候條御許可相成度林業種苗施行細則第四條ニ依リ位置圖添附此段及申請候也
住 所	年 月 日 間	住 所	年 月 日 終了	住 所	年 月 日 終了
氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日	氏 名	年 月 日
宛	年 月 日	注 意	年 月 日	鳥取縣知事	年 月 日
一 作業ノ種類ハ木竹伐採、母樹剥皮其ノ他第四條各號ニ該當スル事項ヲ記載スルコト	二 申請者ガ所有者ニアラザルトキハ所有者ト連署スルコト	三 位置圖ハ出願地ノ見取圖(縮尺百分ノ一)ヲ添附スルコト			

卷之三

三

- 一 申請者ガ所有者ニアラザルトキハ所有者ト連署スルコト
二 位置圖ハ出願地ノ見取圖（縮尺百分ノ一）ヲ添附スルコト

右ノ通作業致度候御許可相成度林業種苗施行細則第四條ニ依リ位置圖添附此段及申請候也

右ノ通被害有之候條林業種苗法施行細則第五條ニ依リ此段及報告候也
年 月 日

鳥取縣知事

注
意

宛

年月目

佳

所

民

名
目

二、被害状況欄ハ種別ハ病蟲害風雪害其ノ他ノ區別ヲ記入シ實況欄ハ被害發生ノ日時及損害ノ範圍狀況ヲ記シ復舊見込欄ハ母樹又ハ母樹林トシテ復舊見込ノ有無ヲ記載スルコト

樣式 第六號

母樹(母樹林)異動報告書

樣式 第七號

- (二) 一 母樹又ハ母樹林ノ所有者ノ氏名若ハ名稱又ハ住所ノ變更
 二 母樹又ハ母樹林ノ所有者ノ變更
 三 母樹又ハ母樹林ノ所在又ハ地番ノ變更
 四 母樹又ハ母樹林ノ減失又ハ毀損
 所有者異動ノ場合ハ新舊所有者連署シ報告スルコト

母才母才本重有采文元已發于

右林業種苗法施行規則第六條ニ依リ此段及報告候也

年月日

鳥取縣知事

注意

年一月三十一日迄ニ報告ス

ト

宛

住 所

氏

所

名
卽

注
意

- 摘要欄ハ右當單價算出ノ基礎ニ記載スルニ
三 備考欄ハ運搬ノ區間及方法ニ附記載スルコト
三 用紙ハ洋紙日本標準規格B5トスルコト
四 總材積ノ算定ハ本令第九條ノ算式ニ依ルコト

(横
綫)
12.8 cm
52.7 cm

卷之三

卷之三

右ノ解説ヲ必要トスル事由ヲ詳説ス（シ）二付属稿（母稿本）ヲ解説本放題位置圖法除此段及用語傳世

氏

2

三

1

1

1

—

- 三 二
位置圖ハ參謀本部五萬分ノ一圖ニ記入スルコト
母樹林ニ在リテハ樹齡、樹高及胸高周圍ノ範圍ヲ記載スルコト

機器 第二號

種苗採購 計
可申 請書

右ノ通採取致度候條林業種苗法施行細則第十一條ニ依リ此段及申請候也

年月日

佳

採取木（採取林）所

注意

- 一 採取林ニ在リテハ樹齡、樹高、胸高周圍ハ其ノ範圍ヲ記載スルコト
- 二 面積ハ採取林ニ限り記載シ見込又ハ實測ニ依ルコト
- 三 位置圖添附ノコト

様式 第十二號ノ一

營業所ノ位置	林業種苗營業届
年 月 日	年 月 日
苗圃ノ面積	市郡 村町大字 字 番地
取扱種子又ハ苗ノ種類	年 月 日

右林業種苗法施行細則第十三條ニ依リ及御届候也

鳥取縣知事

宛

住

氏

所

名前

樣式 第十二號ノ二

林業種苗販賣營業變更届

變更事項

摘要

要

右林業種苗法施行細則第十三條ニ依リ此段及御届候也

年 月 日

住

所

名前

鳥取縣知事

宛

注意

- 一 變更事項欄ニハ規則第十三條第一項各號事項ノ變更及營業者ノ變更又ハ營業廢止シタル場合ノ該當事項ヲ明記ス

ルコト

様式 第十三號

巾 二寸八分

縦 四寸

鳥取縣公報

第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

三七

008663

種子保證票						針金	
營業者	營業所位置	發芽率	鑑定年月日	採取年月日	母樹林齡	母樹林齡所在地	樹種及數量
市郡	市郡		年	年	年	市郡	
村町 大字	村町 大字	%	月	月	月	村町 大字	合
番地			日	日	日	字	
氏名	字					番地	
(名又稱)	番地					番地	

- ## 二 種子ノ容器又ハ被包ノ外部ニ添附スペシ

0066

穂木 捅苗 證保 票				針金
				2寸8分
樹種及數量		養成場所		
營業所位置		及床替回數限		
品等	母樹林齡	母樹林齡所在地	年限	
市郡	市郡	市郡	年回生	本
村町大字	村町大字	村町大字	年	
字番地氏名	字番地	字番地	寸尺寸	
等根廻寸長サ	寸尺寸	等根廻寸長サ	寸尺寸	等根廻寸長サ

注
意

- 二 「挿穂、苗木保證票」ノ文字ハ赤其ノ他ノ文字ハ黒色トス
二 苗木被包ノ外部ニ添附スベシ

00667

本年ニ於ケル苗樹養成狀況右ノ通ニ有之候條林業種苗法施行細則第十五條ニ依リ此段及報告也

4

氏
所
名
脚

卷之三

三

00668

條令

◆鳥取縣條例第四號

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣水產製品檢查手數料條列

第一條 水産製品検査ニ付テハ本條例ニ依リ別表ニ定ムル検査手

鳥取縣公報 第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

三

◆鳥取縣條例第四號

鳥取縣水產製品檢查手數料條例左ノ通定ム

右ノ通移出（移入）致度候條此段及御屆候也

年月日

三

馬耳禪集

六

七

1

名
目

第二條 檢査手數料ノ内付ハ、検査手数料登録ヲ以テシ（以下登録

サズ當該検査員ニ之ヲ差出スベシ

第三條 証紙ノ區分並ニ其ノ様式ハ左ノ通トシ縣出納更印章ヲ押捺シテ之ヲ發行ス

壹錢證紙 地色赤

五拾錢證紙 地色綠

壹圓證紙 地色青

壹圓證紙 地色橙

壹圓證紙 地色紫

壹圓證紙 地色藍

拾錢證紙 地色赤

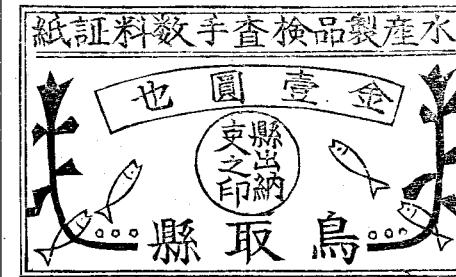
五拾錢證紙 地色綠

壹圓證紙 地色青

壹圓證紙 地色橙

壹圓證紙 地色紫

式樣 證紙

縦一、五種
横三、七種

品目	検査手數料率	備考
煮乾鮓	十貫ニ付〇錢	
開乾鮓	一箱ニ付四錢	一箱四貫入
鰯(塩鰯ヲ含ム)	十貫ニ付一四錢	
石花菜	同五錢	
いきす	同三錢	
あみくさ	同三錢	
おごのり	同三錢	
鮓搾粕	同四錢	
魚粕粉末	同三錢	
油	一罐ニ付四錢	

第五條 損毀又ハ汚染シタル證紙ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
本條令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
シ
賣捌人證紙ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ代金ヲ前納スベ
ヲ以テ之ヲ交付ス

賣捌人證紙ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ代金ヲ前納スベ
シ
賣捌人證紙ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ代金ヲ前納スベ

00670

00669

◆鳥取縣訓令中第十二號

訓令

水產製品検査員

鳥取縣知事 八田三郎

鳥取縣水產製品検査施行手續
第一條 水產製品検査規則(以下検査規則ト稱ス)ニ定ムル検査
ハ本手續ニ依リ施行スベシ

第二條 検査規則第七條ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ検査原簿ニ
登録シ申請人ヲシテ所定ノ検査手數料ヲ納付セシムベシ

第三條 検査ニ當リテハ検査申請書ノ記載事項及收入票紙ヲ照査
シタル後左ノ事項ニ付行フベシ

一、現品ト検査申請數量トノ照合

二、包装ノ検査

三、重量及容量ノ検査

四、品位ノ検査

第五條 受檢品中ニ品位ノ異リタルモノアルトキハ之ヲ區分セシ
ムベシ若シ含有物アルトキハ之ヲ除去セシメタル後一
割以上ノ數量ニ付酸化ノ検査ヲ行フベシ

第六條 受檢品中ニ品位ノ異リタルモノアルトキハ之ヲ區分セシ
ムベシ若シ含有物アルトキハ之ヲ除去セシメタル後一
割以上ノ數量ニ付酸化ノ検査ヲ行フベシ

第六條 檢査員検査ヲ行ヒタルトキハ受検者ヲシテ遲滞ナク受檢

品ニ検査證票ヲ結付セシムベシ

第七條 檢査ニ際シ検査品ニ手入ヲ爲サズ等級ヲ高メ得ベシト認

ムルトキハ検査員ハ其ノ方法ヲ指導シテ再調製ヲ促スコトヲ

得

第八條 檢査規則第十條及第十二條ニ依リ再検査ヲ行ヒタル結果

前等級ヲ改ムル必要アルトキハ前検査等級ヲ取消シ更ニ規定

ノ手續ヲ了シ新ニ付シタル検査證票ニ「何年何月何日再検

査」ト記入シ検印ヲ押捺スペシ但シ舊検査證票ハ之ヲ破棄ス

ルモノトス

第九條 檢査ヲ終了シタルトキハ検査申請書ニ検査終了年月日ヲ

記載認印シ検査原簿ニ所定ノ事項ヲ記入スペシ

第十條 檢査員検査規則違反ノ事實ヲ認知シタルトキハ速ニ證據

物件ヲ蒐集シ知事ニ報告スペシ

告 示

◆鳥取縣告示第五百十一號

鳥取縣水產製品検査規則ニ依ル検査標準左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八田三郎

第一條 水產製品ノ検査標準ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ荷造結束ニ付テハ検査員ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

水產製品 檢查標準

品 位	検査事項					摘要	要
	一 等	二 級	三 標	等 準	外		
原料新鮮煮熟適度 乾燥充分色澤形態 及香味優良ニシテ 鹽分脂肪共ニ少ナ ク大小不同ナク砂 塵其ノ他ノ夾雜物 ノ混入ナキモノ	原料新鮮煮熟適度 乾燥充分色澤形態 及香味良好ニシテ 鹽分脂肪共ニ少ナ ク大小不同ナク夾 雜物ノ混入ナキモノ	原料新鮮煮熟適度 乾燥充分色澤形態 及香味普通ニシテ 鹽分脂肪共ニ少ナ ク大小不同ナク夾 雜物ノ混入ナキモノ	原料新鮮煮熟適度 乾燥充分色澤形態 及香味普通ニシテ ザルモノ	品位三等品ニ及バ			

量目及包裝	(甲) 袋入ノモノ 一袋ノ標準正味重量三瓶(八〇〇匁)トス 袋ハ紙質強韌ナル紙袋ヲ用ヒ袋口ヲ糸又ハ其ノ他ノモノニテ結付スルコト	(乙) 紙袋以外ノモノ 重量ハ任意トス但シ正味量ヲ表示スルコト
荷 造	(甲) 紙袋入ノモノ 一袋ハ一個ヲ一二俵詰トス 袋ハ上質ノ乾蓮ヲ用ヒ兩小口ハ八ツ切以上ノ乾蓮ニテ覆ヒ九縫以上ノ網掛ヲナシ横繩二廻リ二個所縫繩二筋十文 (乙) 紙袋以外ノモノ 箱詰 瓢詰其ノ他ノモノニアリテモ右ニ準ズルコト	

00673

検査事項	等級			標準			準外	摘要	要項
	一等	二等	三等	標準	等外				
品 位									
量 目									
荷 造	一個ハ二ッ合トシ施蓋後縫板側ニ厚サ〇、五纏以上ノ棧木二本ヲ釘附シ横繩二廻リ二箇所縦繩一條キノ字型ニ結束ス	原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味優良ニシテ大小不同 ナキモノ	原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味良通ニシテ大小不同 ナキモノ	原料新鮮乾燥適度 形態色澤及香味普通ニシテ大小不同 ナキモノ	品位三等品ニ及バ ザルモノ				
三、鰯	イ、鰯	ロ、鹽 鰯	イ、鰯						
検査事項	一等	二等	級	一等	二等	三等	標準	等外	摘要
品 位									
色澤香味及形態優良ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	色澤香味及形態良好ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	色澤香味及形態普通ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	色澤香味及形態普通ニシテ大小不同 ナク乾燥充分ナルモノ	品位三等品ニ及バ ザルモノ					

00674

結 束	一 番 鰯 二 番 鰯 の 種類別ニ撰別シ拾枚ヲ一把（於多福鰯ハ一枚ヲ一把トシミゴ繩ニテ結束ス）ニ長手ヲ以テ緊束シタル後紙質強韌ナル帶封ヲナス
量目及荷造	一俵ノ量目ハ六〇石（一〇〇斤）ヲ標準トス 俵袋ハ角俵トシ良質ノ建庭ニテ包ミ兩小口ハ切庭ニテ覆ヒ網掛ケトシ 横繩二廻リ三ヶ所結ビ縦ハ二箇所掛ケトシ
口、鹽 鰯	
検査事項	一 等 級 二 等 標 準 三 等 外 摘 要
品 位	色澤香味形態優良ニシテ大小不同ナク乾燥及用鹽量適當ナルモノ
	色澤香味形態良好ニシテ大小不同ナク乾燥及用鹽量適當ナルモノ
	色澤香味形態普通ニシテ大小不同ナク乾燥及用鹽量適當ナルモノ
結 束	一把ハ拾枚トシ葉ヲ以テ結束シ鰯ト同様紙帶ヲナシ包装ス
四 海 藻 類	イ、石 花 菜 ロ、お ゴ の り ハ、あ み く さ ニ、い ぎ す

00675

イ、石、花、菜

検査事項

等

級

標

準

等

摘

要

品、位

原料撰別乾燥優良ニシテ
夾雜物ノ混入セザルモノ原料撰別乾燥良好ニシテ
夾雜物ノ混入セザルモノ

品位二等品ニ及バザルモノ

量目及荷造

一俵ノ重量四五班(一二貫)ヲ標準トス
俵裝ハ新調ノ蓮ヲ用ヒ兩小口ハ切蓮ニテ覆ヒ九縫以上ノ網掛ケラ爲シ横二廻リ三箇所縱繩二條十文字掛ケトスノ
量目及荷造

検査事項

等

級

標

準

等

摘

要

品、位

品質選別及乾燥良好ニシ
テ雜漢又ハ夾雜物ノ混入
ナキモノ

品位一等品ニ次グモノ

品位二等品ニ次グモノ

五、魚、肥、料

イ、鰯、搾、粕

等

級

標

準

等

摘

要

00676

イ、鰯

口、魚、粕、粉、末

検査事項

等

級

標

準

外

摘

要

量目及荷造

原料新鮮煮熟適度
色澤及香氣優良ニ
シテ脂肪少ナク夾
雜物混入ナキモノ原料新鮮煮熟適度
色澤及香氣良好ニ
シテ夾雜物ノ混入
ナキモノ

二等品ニ次グモノ

三等品ニ及バザル
モノ

水分十二%以内ナルコト

要

検査事項

等

級

標

準

外

摘

要

量目及荷造

一、鰯、鰆、鰈、
鱈、鱈又ハ之ヲ
混入セルモノ

ク夾雜物ノ混入ナキモノ

同上ニ反スルモノ

水分十二%以内ナルコト

要

二、魚類ヲ原料ト

セルモノニシテ
及海獸ヲ原料ト

ナキモノ

二、魚類ヲ原料ト
セルモノニシテ
及海獸ヲ原料ト
セルモノ窒素六%以上ニシテ異色異臭ナ
ク夾雜物ノ混入ナキモノ

同上ニ反スルモノ

三 魚類以外ノ水
產動物ヲ原料ト
セルモノ(海獸)
(除ク)

塗素四、五%以上ニシテ異色異
臭ナク夾雜物ノ混入ナキモノ

荷造

(甲) 袋詰モノ

一袋ノ正味重量ハ六〇匁(一六貫)又ハ四五匁(一二貫)ヲ標準トス

輸出向ノモノニアリテハ正味重量百封度又ハ總量五〇匁ヲ標準トス

袋ハ品質優良ナル麻袋ヲ用ヒ完全ナル包装ヲナスモノトス

(乙) 吹詰モノ

一吹ノ正味重量ハ四五匁(一二貫)又ハ三七、五匁(一〇貫)ヲ標準トス
包装ハ庭吹ヲ用ヒ小口曲ゲ縦繩(徑二分五厘)二條廻シ三箇所横繩一條廻シ二ヶ所以上ノ掛繩トス但シ包装
ノ重量ハ二、二五匁(六〇匁)以内トス

六、魚油

検査事項

等級

標準

準外

摘

要

品位	遊離脂肪酸量二%	遊離脂肪酸量六%	遊離脂肪酸量二%	遊離脂肪酸量一〇
	以内色澤優良ニシ	以内色澤良好ニシ	以内色澤普通ニシ	%ヲ超ユルモノニ
	テ水分其ノ他ノ夾	テ水分其ノ他ノ夾	テ二等品ニ次ギ水	シテ三等品ニ及バ
雜物ヲ混入セザルモノ	雜物ヲ混入セザルモノ	雜物ヲ混入セザルモノ	雜物ヲ混入セザルモノ	ガルモノ

- (甲) 石油罐人ノモノ
一罐ノ正味重量二六、五匁(四貫四〇〇匁)ヲ標準トス
(乙) ドラム罐入ノモノ
内容量ハ任意トス但シ正味重量ハ表示ノコト

荷造 石油罐ヲ用ヒタルモノハ密封ノ上縫一條十文字ニ繩掛ケスルコト容器ハ腐蝕凹凸甚シカラザル石油罐ヲ用ヒルコト

第二條 水産製品検査規則第十五條ニ定ムル場合ヲ除クノ外荷造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一、庭ハ良質ナル新品ヲ用フルコト
- 二、繩ハ強韌ナル新品ヲ用フルコト
- 三、箱ハ乾燥充分ナルモノヲ用フルコト

◆鳥取縣告示第五百十二號

瓦斯用木炭統制規則ニ依リ知事ノ承認又ハ許可ヲ受クル場合又ハ届出ヲ要スル場合ノ提出書類ノ様式左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 瓦斯用木炭統制規則(以下規則ト稱ス)第二條ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケ生産スル者ハ第一號様式ノ申請書及第二號樣式ノ完了届
ヲ提出スルモノトス

- 二 規則第七條乃至第十條及第十二條ニ依リ統制機關又ハ全國ヲ區域トスル販賣組合聯合會ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合ハ第三
號樣式ノ届書及第四號樣式ノ報告書ヲ提出スルモノトス

- 三 規則第十條第二號及第十二條第一號ニ依リ縣内ノ販賣ヲ爲シタル場合ハ第五號樣式ノ報告書ヲ提出スルモノトス
四 規則第十五條ニ依ル使用者ハ第六號樣式ノ届書及第七號樣式ノ届書ヲ提出スルモノトス

第一號樣式

瓦斯用木炭生產許可申請書

製炭事業場ノ位置及面積

郡 横

村大字

字

番地

00681

製炭勞務者數	名内 譯製炭ニ經 驗ナル者	名名
普通木炭ノ生産 数量セル		
右ノ通事業完了致候條此段及御届候也		
年	月	日
住所		
氏		
名(印)		
注意	記	
木炭増産改良組合ヨリノ完了届ニハ左記明細表ヲ添付スルコト		
何々木炭増産改良組合瓦斯用木炭生産明細表		
郡生産地位置番	面積期間生産瓦斯用木炭普通木炭生産者住所氏名	
村大字字地番		
反貫貫		

七

事宛

佳

記

大曾文

地 位 置
面 讀 生 意

右販賣（販賣委託）致度候條此段及御屆候也
年 月 日

住
所

氏

名
印

第四號樣式

何月分瓦斯用木炭販賣（販賣委託）報告書

00682

卷之三

正集卷六

販賣(販賣委託)先數量受渡期間事由

00683

右ノ通販賣（販賣委託）致候條此段及報告候也

知事宛 前月分ヲ毎月五日迄ニ報告スルコト

第五號梯式

年月日

氏

名
角

00684

右ノ通使用者ニ販賣致候條此段及報告候也

年月日

注 知
意 事
宛

一 龍月分三每月五日造二報告ノルニト

瓦斯用木炭使用計畫書

用
途

瓦斯發生爐設置數

移動式

乘貨乘
小合物
自自用
動動
計車車車

同同同台

00687

◆鳥取縣告示第五百十三號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年六月二十四日

知事宛

氏

名印

鳥取縣旅館組合聯合會所屬組合組合員

鳥取縣料理屋業組合聯合會所屬組合組合員

鳥取縣露店組合聯合會所屬組合組合員

鳥取縣佃煮工業組合組合員

鳥取縣漬物工業組合組合員

鳥取縣天婦羅業組合組合員

米子興業砂糖配給組合組合員

中國土木合資會社山野組工場

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

名印

◆鳥取縣告示第五百十四號

昭和十六年六月二十四日

鳥取縣旅館組合聯合會

鳥取縣料理屋業組合聯合會

鳥取縣露店組合聯合會

鳥取縣知事

八

田

三

郎

名印

◆鳥取縣告示第五百十五號

昭和十六年六月十七日左ノ者ニ對シ動力穀摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年六月二十四日

- 鳥取縣露店組合聯合會
- 鳥取縣佃煮工業組合
- 鳥取縣漬物工業組合
- 鳥取縣天婦羅業組合
- 米子興業砂糖配給組合

鳥取縣知事

住 所	八	氏 氏	田 田	中 中	山 山	本 本	市 市	利 利	太 太	郎 郎	名
一、三六三	日野郡根雨町大字金持六百四番地										
一、三六四	東伯郡上中山村大字石井垣百八拾六番地										
一、三六五	岩美郡成器村大字上地貳百拾貳番地										
一、三六六	西伯郡逢坂村大字高橋參百四拾參番地										

◆鳥取縣告示第五百十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年六月二十四日

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者	東伯 郡 社 村
一 埋立ノ場所	東伯郡社村大字福光九十五番地先及大字秋喜五百八十四番地先
一 埋立ノ面積	東伯郡社村大字福光九十五番地先及大字秋喜五百八十四番地先

鳥取縣知事

八

田

三

郎

00691

同 岩 美 郡 同 同 十五日 至自 同 同 福米國民學校

診査施行區域	診査ヲ受クベキ者
同校下一圓	昭和十五年四月一日以降
洗井校下一圓	同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現住
同校下一圓	同上
同	同上
乳幼兒	同上

診査施行區域

検査ヲ受ケベキ者

00694

鳥取縣公報 第一千二百四十四號 昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可

五八

乳幼兒

00695

年	月	日	診査ノ場所	診査施行區域	診査ヲ受クベキ者
六月	二十六日	自午後二時	小鹿國民學校	同校下圓	昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現住乳幼兒
六日	五日	自午後四時	三德國民學校	同	
至自午後一時	至自同	至自同	至自同	至自同	
同	同	同	旭賀茂國民學校	同	
同	同	同	旭高勢國民學校	同	
同	同	同	穴鴨國民學校	同	
同	同	同	矢邊國民學校	同	
同	同	同	南谷國民學校	同	
同	同	同	山守國民學校	同	
同	同	同	上小鴨國民學校	同	
同	同	同	小鴨國民學校	同	

00699

00700

00702

00701

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

十四日
十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十六日

至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自至自
同同同同同同同同同同午後三時午後二時午前十二時同

手間國民學校	賀野國民學校	池野國民學校	賀野國民學校
大國國民學校	天津國民學校	天津國民學校	同
嚴國民學校	國民學校	國民學校	同
大高國民學校	高國民學校	高國民學校	同
縣春日國民學校	縣國民學校	縣國民學校	同
大幡國民學校	國民學校	國民學校	同
幡鄉國民學校	國民學校	國民學校	同
五千石國民學校	國民學校	國民學校	同
尙德國民學校	國民學校	國民學校	同

西 國 國 國 國 國 國 國 國

三月四日五日六日七日八日九日十日十一日十二月
郡日月日月日月日月日月日月日

至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自 至自
 同同 午午 午午 時 午午 同同 同同 同同 同同 同同 同同
 後後 後後 後後
 二一 二一
 時時 時時 時時

明倫國民學校	西鄉國民學校	成德國民學校	上灘國民學校	東鄉國民學校	松崎國民學校	花見國民學校	舍人國民學校	泊國民學校	診查ノ場所	東長田國民學校	上長田國民學校	法勝寺國民學校
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	---------	---------	---------

讀書旅行圖書
同校下一圓

昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十一日迄ニ出生シタル現住乳幼兒

00703

00704

00705

日	野	郡	時	診査ノ場所	診査施行區域	診査ヲ受クベキ者
六月三十日	同	同	自午前十二時	溝口國民學校	同校下圓	昭和十五年四月一日以降同十六年五月三十日迄ニ出生シタル現住乳幼兒
七月一日	同	同	自午後二時	旭國民學校	同	
八日	同	同	自午後三時	米澤國民學校	同	
七日	同	同	自午後四時	神奈川國民學校	同	
六日	同	同	自午前十一時	旭國民學校	同	
五日	同	同	自午後二時	根雨國民學校	同	
四日	同	同	自午後三時	日光國民學校	同	
三日	同	同	自午後四時	江尾國民學校	同	
二日	同	同	自午前十二時	黑坂國民學校	同	
一日	同	同	自午後一時	眞住國民學校	同	
九日	同	同	自午後二時	石見東國民學校	同	
十日	同	同	自午後三時	福榮國民學校	同	
十一日	同	同	自午後四時	福榮(豊國)國民學校	同	
十二日	同	同	自午前十一時	大宮國民學校	同	
十三日	同	同	自午前十二時	阿昆緣國民學校	同	
十四日	同	同	自午前十一時	日野上國民學校	同	
十五日	同	同	自午前十二時	多里國民學校	同	
十六日	同	同	自午後二時	(河上)國民學校	同	
十七日	同	同	自午後三時	日野上國民學校	同	

00706

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	九日	八日	七日
至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同
午後三時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時	午前十二時	午後二時
八鄉國民學校	二部國民學校	日野上國民學校	(河上)國民學校	多里國民學校	山上國民學校	大宮國民學校	福榮國民學校	福榮(豊國)國民學校	石見西國民學校	石見東國民學校	黑坂國民學校	眞住國民學校	根雨國民學校	日光國民學校	江尾國民學校	旭國民學校	米澤國民學校	神奈川國民學校	溝口國民學校

彙報

本日より實施される

00702

水產製品検査に就て

(水産課)

一 製品検査の趣旨

本縣に於ける水產製品は逐年増産の趨勢にあつて、戰時食糧供給の確保に努めてゐるのであるけれども、從來規格の不統一、品質の粗悪等により、他府縣產製品に較べて著しく遜色があつたので、今回縣營水產製品検査を實施して本縣產水產製品の聲價昂揚を圖り、併せて生産者の指導誘致を圖るため、鳥取縣水產製品検査規則の公布を見るに至つた次第である。

二 検査品目と検査

検査品目は本縣重要水產製品中の煮乾鰯、開乾鰯、錫(瓶錫を含む)石花菜、おごり、あみくさ、いきす、鰐搾粕、魚油の九種類で、何れも検査標準に依つて検査を受けたものでなければ、

之を製造場外に移送出来ないことになつてゐる。但し
一 検査標準の量目に満たないもの
二 自家消費で検査員の承認を得たもの
三 官公署で調査試験・研究に使ふるもの
四 博覽會、共進會、品評會に出品するもの
五 特別の理由によつて知事の許可を受けたもの

は製造場外に移送しても差支へないのであるが、一と四の場合は検査員へ届入を要する。
又、縣外産のものでも本縣で改造又は改裝したもの、容量の著しく増減又は腐敗變質したもの、等級の印又は刻印不明瞭のもの検査證票の汚損又は脱落したものは再び検査を受けなければ移送することは出來ない。

三 検査の申請

検査の申請は所定の書式により、検査手數料を添へ検査員を経由して知事に提出する。検査が急を要し、又は検査員不在の場合は所在地の漁業組合に提出し、組合は検査員と連絡して検査に遺することは出來ない。

四 検査手數料の證紙

00703

受檢者は検査申請に當つて手數料を添付せねばならぬ。手數料は收入證紙を鳥取縣漁業組合聯合會から購入することになつてゐるが、受檢者の便宜を圖るため所在地の漁業協同組合で取扱ふ豫定であるから、組合で購入すれば便利である。

五 結び

検査實施によつて生産者及び取引業者は、一時的に多少の不便を感じるであらうが、検査品目によつては検査を受けたものと受けないものとの販賣價格に相當の格差があるから、検査實施に當つては官民一致協力し、所期の目的達成に邁進せねばならぬ。
尙、検査を受けなかつたり、又は包裝を故意に改裝した場合等の違反者は、罰金又は料金に處せられるから注意せねばならない。

食糧の増産は
「開墾と暗渠排水」から
県民の協力を望む

(耕地課)

政府は昭和十六年度以降十ヶ年に亘る主要食糧の積極的増産計畫を定め、その根本基礎を耕地の擴張と耕地の改良施設に置かれてゐて、鳥取縣に對しては昭和十六年度着手事業として開田二一町歩、開畠三三七町歩、合計五三八町歩の開墾が割當られ又暗渠排水については八〇〇町歩を割當てられてゐる。そして開墾にも暗渠排水にも、いづれも事業費の四割は國庫からの補助があるのである。

田や畑の新たな開墾による食糧増産についてはいふまでもないが、暗渠排水は耕地の排水を良くして米穀増産に非常な効果があるばかりでなく、耕作上の勞力からいつても著しい節約が出来るわけであるから、時局柄一石二鳥の施設といふべきである。何とぞ縣民各位の御理解によつて、どしどしある開墾や暗渠排水の工事を出願せられるやう希望する次第である。

はないから、希望者は縣の耕地課又は所轄の耕地課派出所、或は駐在所に申出でられたい。されば係員が出張して御世話をすることになつてある。

六白・七赤・八白・九紫)や十二直・二十八宿・方位・吉凶等が記載された曆印刷物は一切發賣禁止となり、すでに印刷されてゐるものも沒收されることになつて、本縣に對しても右のやうな吉凶記事を掲載した

</

00711

爪を繰る所謂易者なる者に對して、相當の信を賣ぐ者が尙多數存在することは現前の事實であつて、このト筮は支那の殷代頃までに創始せられたものといはれるが、その創始時代に於ても、能ふだけ科學的方法に依つて研究を重ね、可否いづれも等分の理由があつて決定し難い時にのみ行つたものであることは當時の書にも残つてゐる。左傳にも「トは以て疑を決するのみ、疑はずんば何ぞトせんや」と記されてゐる。

然るにこれららの根據なき迷信が、古來久しきに亘つて相當の根強い力を以て社會から絶滅しないのは何によるかといふと、全く人間の、未知の將來に對する危惧の念や、當面する問題に關し疑惑によつて處斷し難い際に、これらの迷信による決定が現實となつてあらはれて來た時の偶中率によると思はれる。考へに考へた末のいよ／＼の分歧點は是か非かの二つである。今何かの事柄を占つて、合ふか不合はぬかといふ時に、全くまぎれあたりとしてもその結果は半分は合つて半分は不合はぬのが當然といへよう。然るに將來を卜する人にとって適合率五〇%といふ數は相當の信を認め得るものといへるのである。十人中五人が合つたといふことは相當迷信の普及性を考へてよいと思はれる。

今や我が國は曠古の大聖業たる大東亞共榮圈の確立をして、世界の四大ブロックの最大な亞細亞の指導勢力たらねばならぬ大使

00712

い如きは決して大陰曆ではきまらないことである。まして一ヶ月を月の一運行の二十九日半によつて割出したことから生ずる閏月即ち十三ヶ月一年制の年がある爲に、今年は春が早いとか秋が遅いといふ如きは、全く舊曆が季節と一致しないことを示してゐる又潮の満干は元來月の引力に原因するものであるから、大陰曆でなくては詳しく述べぬわけであるが、これは太陽曆にもはつきり記されてゐることである。農山漁村の各位は一日も速かに太陽曆の使用に慣れて、これが常用を見るに至るやう切望に堪えないものである。

◎行旅死亡人

一 取扱者 北海道函館市長

二 本籍住所氏名 本籍北海道松前郡大島村大字江良町村宇寺町五十番地

住所不詳、長谷川長作、男、明治六年九月十六日生、漁夫

三 相貌 特徴 身長五尺三寸位、顔長ク、額廣ク、眉毛太ク、目並、鼻高ク、口並、顎長ク、耳並、頭髮一寸五分位、特徴ナシ（多少精神耗弱者カ）

四 着衣及所持金品 着衣破レ印袢天一、勞働服上着二、メリヤチ

鳥取縣公報

第千二百四十四號

昭和十六年六月廿四日

(第三種郵便物認可)

七七

命の下に聖戰を遂行してゐるのであるが、かゝる時局下に於て何時までも悠々として昔ながらの迷信に拘はれて、これが爲に國家の活動力を殺滅してゐることは、まことに遺憾に堪えないことである。われらは一日も速かにかゝる根據なき時代逆行的な迷信から脱脚して、所謂「科學する精神」をしつかり把握し、此の歴史的世代を一層輝かしいものとされるやう切望してやまない次第である。

尚この際、迷信とは關係はないが舊曆のことについて一言申述べて置く。舊曆は即ち大陰曆であるが、前にも記した通り明治五年以來これを廢止して太陽曆を採用されてゐるのであるけれども常に農村等に於ては耕種栽培等の上から大陰曆でなくては不便であるといつてこれを使用されてゐるが、これは使ひ慣れぬといふことから何時までも舊曆の陋習に拘はれてゐるものであつて、實は太陽曆こそ季節に合するものであつて、是非これでなければ作付にも不便なわけである。月の補缺こそ大陰曆、即ち月の運行を中心として作られた舊曆でなければ一致しないわけであるが、その他の季節行事、即ち太陽の運行によつて移り行く季候によらねば農作上の行事の如きは、全く太陽曆によらねばわからぬわけである。節分が二月二日で、八十八夜が五月二日で、夏至が六月二十二日で、冬至が十二月二十二日、毎年これより三日と違はない。

◎行旅死亡人

一 本籍住所氏名 本籍東京府八王子市寺町五十一番地

年齢性別職業 住不詳、菊地榮、男、明治三十一年五月十四日生、土工

二 本籍住所氏名 本籍北海道松前郡大島村大字江良町村宇寺町五十番地

相貌・特徴 身長五尺一寸五分位、顔丸ク、額狭ク、眉毛太ク、目小サク、鼻低ク、口並、耳長ク、頭髮一寸位

特徴上半身及兩腕ニカケ大ナル牡丹ノ文身ト背中二人ノ顔ノ文身アリ

三 着衣及所持金品 着衣破レ國防色勞働服上下、破レシャツ、ズボン下各一、破レゴム靴片側死、所持金ナシ

四 死亡年月日 昭和十六年三月二十六日

五 假埋葬年月日 昭和十六年三月二十九日

及場所 函館市山背泊共同

墓地

備 考 右ハ昭和十六年二月十日行旅病人トシテ收容救護中二月二十六日死亡シタルモ本籍、住所若ハ故者不明ニシテ引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發見身元不詳引取人ナキニ依リ前記ノ通埋葬ス死亡後一箇月以上ヲ經過セシモノト推定ス
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業

一本籍、住所、氏名、職業不詳 三十歳位ノ男(腐爛死體)

二 相貌、特徵

身長五尺二寸五分位、額丸ク頭髮黒クシテ長ク眉眼、耳腐爛ノ爲不明、鼻低ク口並

三 着衣及所持金品

詰襟黒服上衣一、黒チヨツキ一、細縞シャツ一、メリヤスシャツ上下、猿又一、パイプ一、所持金品ナシ

四 假埋葬年月日及場所

昭和十六年四月二十七日函館市山背泊共同墓地

五 取扱者 函館市長

備 考

昭和十六年四月二十五日本市五稜郭公園東裏門濠中ヨリ

一 遺留品 ナシ

一 假埋葬場所 鶴田郡七飯村大字峠下村字久根別共同墓地

一 取扱者 北海道鶴田郡七飯村長

一 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支所 鳥取刑務支所

備 考 右ハ昭和十六年二月十日行旅病人トシテ收容救護中二月二十六日死亡シタルモ本籍、住所若ハ故者不明ニシテ引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一本籍住所氏名 不詳 詳

一年齡、性別 男性、推定年齡二十五歲位

一人 相 丈五尺三寸位、中柄肥リタル方、頭髮前長

角顏、上前齒三枚入齒内二枚金冠

一 着衣 黒ラシャ外套、赤縞上服、鐵色サージ袴、

〔興國〕印半長靴、黃色眞紐、白毛ジャケツ、木綿メリヤスシャツ、白木綿股引

一所持金 ナシ

一 發見場所及日時 昭和十六年四月七日午前七時頃鶴田郡七飯村大字峠下村字峠下六番地ノ國道ヨリ約三町牛牧山ニ登ル山道側溝内ニ於テ凍死セル變死體發見

一 年齡、性別 男性、推定年齡二十五歲位

一人 相 丈五尺三寸位、中柄肥リタル方、頭髮前長

角顏、上前齒三枚入齒内二枚金冠

一 着衣 黒ラシャ外套、赤縞上服、鐵色サージ袴、

〔興國〕印半長靴、黃色眞紐、白毛ジャケツ、木綿メリヤスシャツ、白木綿股引

一所持金 ナシ

一 假埋葬場所 鶴田郡七飯村大字峠下村字久根別共同墓地

一 取扱者 北海道鶴田郡七飯村長

一 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度